様式第15号（第19条関係）

（表）

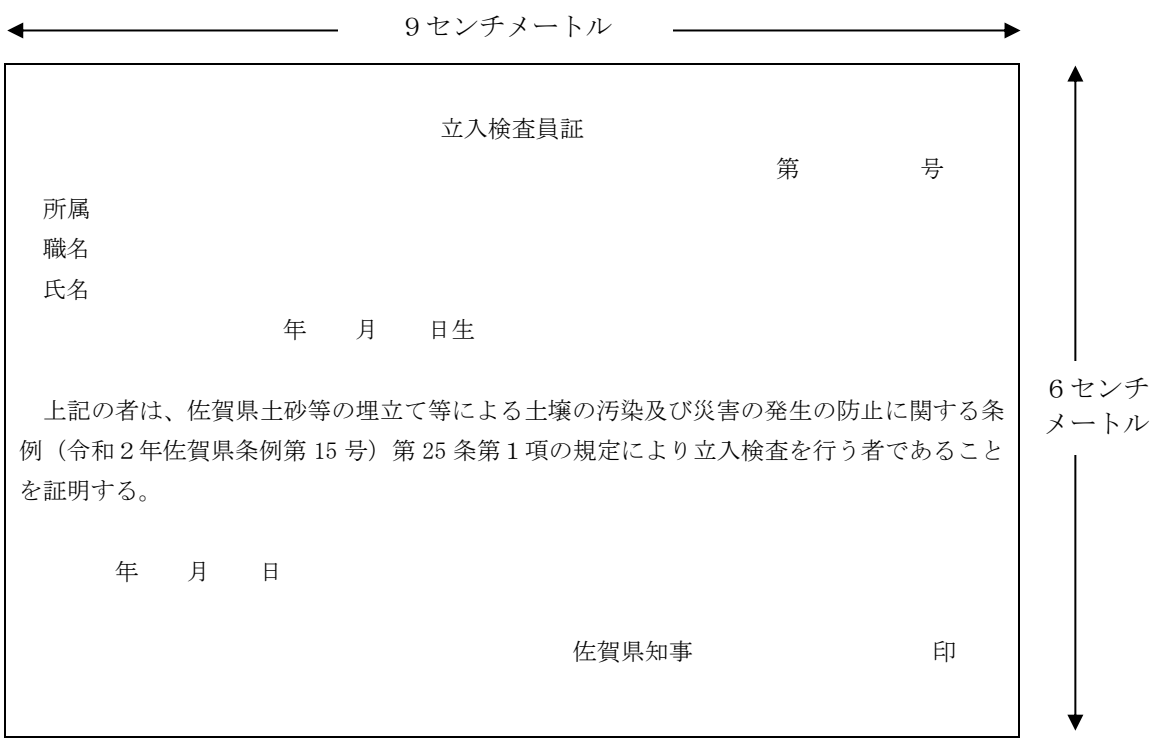

立入検査員証

第　　号

所属

職名

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和２年佐賀県条例第15号）第25条第１項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年　　月　　日

佐賀県知事　　印

（裏）

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜すい）

（立入検査等）

第25条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業を行う者又は当該土砂等の埋立て等に係る土地所有者等に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供するために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)　略

(4)　第25条第１項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者